

緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上利用できない方へ

このリーフレットは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会から再貸付に係る情報提供を受け送付しています。

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

総合支援資金の再貸付が終了するなど、緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上利用できない世帯に「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（自立支援金）を支給します。

また、支給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。

* いずれの場合も、一定の要件を満たす必要があります。

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付をこれ以上利用できない世帯

- ・ 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯／申請月までに借り終わる世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯
- ・ 令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する世帯であり、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付を借り終わった世帯／申請月までに借り終わる世帯（再貸付を利用中の場合を除く。）

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

■ 世帯の収入が収入上限額を超えないこと

○ 収入上限額（月額）

単位：万円

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
11.5	16.4	20.1	23.8	27.6	31.7	35.9	39.2

■ 世帯の預貯金等が資産上限額以下であること

○ 資産上限額

単位：万円

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
48.6	73.8	94.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■ 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

- ・ 公共職業安定所等に求職を申し込み、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

▶ 支給額やお問い合わせ先などは裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

2 支給額・支給期間

月額
の支給額 *住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

3 支給のための手続き

申請期限：令和4年12月31日(土)

▶ **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立金窓口（和歌山市七番丁17 朝日ビル6階）への申請が必要です。**

- *窓口は、年末年始（12月29日～1月3日）は、休業となるのでご注意ください。
- *申請書類については、当日消印有効とします。申請書類に不備がある場合は、受付できない場合がありますので、早い目に申請いただくようお願いします。
- *「1 支給対象世帯」の要件に当てはまる方については、申請期限内に申請をお願いします。
- *支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内する場合があります。

お問い合わせ
(平日9:00～
17:00)

和歌山市新型コロナウイルス 感染症生活困窮者自立支援金 コールセンター

TEL 0120-373-558

FAX 073-435-1308

*窓口へお越しいただく場合は混雑防止のため、上記コールセンターでご予約ください。



「**新型コロナ生活困窮者自立支援金**」を装った
“**振り込め詐欺**”や“**個人情報の詐取**”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（又は警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。